

農業委員会農地部会 開催日などのお知らせ

平成 24 年度農業委員会の農地部会開催日とその申請書などの提出締切日が右のとおり決定しました。

農地の売買で所有権を変えるとき（3条申請）や農地（田・畑）を農地以外のものに転用しようとするとき（4条・5条申請）などには、農地法に基づく許可が必要ですので申請の手続きを行ってください。

申請書などは、農業委員会事務局または各支所振興課に必要書類を揃えて提出してください。締切日以降の提出や書類に不備がある場合などは、農地部会への上程が翌月になることがあります。

農業委員会による許可は農地部会后、伊賀市による許可は三重県農業会議常任会議員会議後のそれぞれ2、3日後の交付予定としています。

なお、届出関係書類は随時受け付けます。

【問い合わせ】

農業委員会事務局 ☎ 43-2312 FAX 43-2313

■ 平成24年度 農地部会日程表

申請書などの提出締切日	農地部会	三重県農業会議常任会議員会議
3月23日(金)	4月11日(水)	4月23日(月)
4月19日(木)	5月11日(金)	5月23日(水)
5月25日(金)	6月13日(水)	6月25日(月)
6月21日(木)	7月10日(火)	7月23日(月)
7月24日(火)	8月10日(金)	8月23日(木)
8月23日(木)	9月11日(火)	9月24日(月)
9月21日(金)	10月11日(木)	10月23日(火)
10月25日(木)	11月13日(火)	11月26日(月)
11月15日(木)	12月5日(水)	12月17日(月)
12月17日(月)	1月10日(木)	1月23日(水)
1月24日(木)	2月13日(水)	2月25日(月)
2月21日(木)	3月12日(火)	3月25日(月)

◆ 高額な外来診療を受ける皆さんへ ◆

4月1日から、限度額適用認定証などを提示すれば窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。



これまでは、高額な外来診療を受けたとき、一つの医療機関などでひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、一旦全額をお支払いいただいていたましたが、4月1日からは、自己負担限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

高額な外来診療を受ける人	事前の手続き	病院・薬局などで必要なもの
○ 70歳未満の人 ○ 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の人	国民健康保険や社会保険など、加入している保険者に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。(*2)	「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示してください。(*1)
70歳以上75歳未満で、住民税非課税世帯などではない人	必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口で提示してください。
後期高齢者医療保険（75歳以上の人・65歳以上で認定を受けた人）加入で、住民税非課税世帯の人	保険年金課・各支所住民福祉課で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。(*2)	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示してください。(*1)
後期高齢者医療保険（75歳以上の人・65歳以上で認定を受けた人）加入で、住民税非課税世帯ではない人	必要ありません。	「後期高齢者医療被保険者証」のみ窓口で提示してください。

* 1：提示しない場合、窓口負担額と限度額の差額は、従来どおり高額医療費として支給されます。

* 2：すでに有効期限内の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの場合は、改めて申請する必要はありません。

※国民健康保険税の滞納がある世帯には交付できない場合があります。

【問い合わせ】 保険年金課 伊賀市国民健康保険について ☎ 22-9659 FAX 26-0151
後期高齢者医療保険について ☎ 22-9660 FAX 26-0151

粗大ごみの戸別収集(福祉収集)を始めます

4月から、高齢者や障がいのある人などの生活支援の一つとして
自宅の玄関先まで、無償で粗大ごみの収集に伺うサービスを開始します。

【対象者】

- 市内に住所があり、次のいずれかに該当する人のみで構成されている世帯
- 75歳以上の高齢者
- 介護認定を受けている人
- 障害者手帳を所持している人

【収集品目】

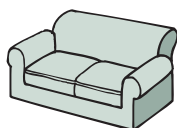
◆伊賀北部地区

『資源・ごみ分別ガイドブック』に区分されている「可燃性粗大ごみ」、「金属類・金属粗大ごみ」に分別されるもののうち大きなごみ

◆伊賀南部地区

『資源・ごみ分別ガイドブック』に区分されている「粗大ごみ」

※ 1回の申請につき収集は5点以内



例

《電化製品》

扇風機・電気毛布・ビデオデッキ・掃除機・電子レンジ・空気清浄機・こたつ・食器洗浄機・電子オルガン・ファンヒーター・ワープロ・プリンターなど

《家具・寝具類》

タンス・食器棚・机・いす・布団・毛布・座布団・ベッド・ソファ・カーペット・じゅうたん・マットレス・鏡台など

《その他粗大ごみ》

自転車・シルバーカー(老人車)・物干し竿・脚立・ストーブ・ガスコンロ・ゴルフセット・スーツケース・オルガンなど



【申請方法】

「伊賀市粗大ごみ戸別収集(福祉収集)事業申請書」に記入の上、提出してください。

【申請書設置場所・提出先】

清掃事業課・住民課・市民生活課・各支所住民福祉課・各地区市民センター

【問い合わせ】

○伊賀北部地区

(上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内)

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| 清掃事業課 | ☎ 20-1050 | FAX 20-2575 |
| 伊賀支所住民福祉課 | ☎ 45-9104 | FAX 45-9120 |
| 島ヶ原支所住民福祉課 | ☎ 59-2109 | FAX 59-3196 |
| 阿山支所住民福祉課 | ☎ 43-0333 | FAX 43-1679 |
| 大山田支所住民福祉課 | ☎ 47-1163 | FAX 46-1764 |

○伊賀南部地区

(青山支所管内)

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 青山支所住民福祉課 | ☎ 52-3227 | FAX 52-2174 |
|-----------|-----------|-------------|



平成24年度から
資源ごみの排出方法を
変更します

伊賀北部地区

次のとおり、排出方法を変更します。

◆レジ袋

「可燃ごみ」↓「容器包装プラスチック」

◆ボトル類

「可燃性粗大ごみ」

↓「容器包装プラスチック」

※汚れているものや中身がそのままのものは、従来どおり、レジ袋は「可燃ごみ」、ボトル類は「可燃性粗大ごみ」に出してください。

◆ホットカーペット・電気毛布・チャイルドシート

「金属粗大ごみ」↓「金属類」

また、「金属粗大ごみ」の名称を「処理困難(危険)物」に変更し、カレンダーに記載したものに限り回収します。詳しくは、本紙と同時配布の「平成24年度資源・ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

【問い合わせ】

清掃事業課

☎ 20・1050 FAX 20・2575